

宮城県公文書管理条例検討会開催要綱

(目的)

第1 公文書管理条例(仮称)について、広く有識者からの意見聴取を行うため、宮城県公文書管理条例検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2 検討会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 公文書管理条例(仮称)、同条例施行規則及びガイドラインに盛り込むべき項目及び内容に関すること
- (2) その他公文書管理条例(仮称)の制定等に必要な事項に関すること

(構成)

第3 検討会は、知事が別に定める者(以下「委員」という。)の出席をもって開催する。

(会議)

第4 検討会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させることができる。

第5 検討会の進行は、総務部県政情報・文書課長が行う。

(庶務)

第6 検討会の庶務は、総務部県政情報・文書課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月18日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年6月30日限りその効力を失う。